

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から同年 9 月まで
ねんきん特別便が届いたので、納付記録を確認したところ、初めて申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていることを知った。
結婚後は、主に夫が、婦人会の当番の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。
生活が楽ではなく国民年金保険料の免除を受けた期間もあるが、未納期間が無いように保険料を納付してきたのに申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は昭和 36 年の国民年金制度発足時に加入してから 60 歳到達時までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い。

また、昭和 44 年 7 月から 55 年 6 月までの期間について、オンライン記録において、申立人の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、申立人に係る特殊台帳において、当該期間のうち 44 年 7 月から 45 年 5 月までの期間については、法定免除の記録、同年 7 月から同年 9 月までの期間については、未納の記録となっているなど、行政側における記録管理が適切に行われていないことがうかがえることを踏まえると、申立期間の国民年金保険料は納付されているものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から39年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで

私は、昭和40年の長女の七五三のお祝いに、夫の親と私の親からお祝い金をもらった。持っていたり何かと使ってしまうので、夫と相談して老後のために、未納になっていた国民年金保険料を納めることとし、41年1月か、2月に、A市役所B出張所に支払いに行った。

同出張所の男性職員に「年金手帳に検認印を押してください。」と言ったら、「市役所提出用の用紙に押印されていれば、大丈夫。」と言われ押印してもらえなかった。結局、検認記録台紙に割印だけを押して切り取られた。

私は、未納とされていた昭和36年10月から41年3月までの国民年金保険料をまとめて支払ったのに、39年4月から40年3月までの期間のみが納付になっているのは納得がいかない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間②直前の昭和39年度の国民年金保険料は、国民年金印紙検認記録欄に検認印が押されていないにもかかわらず、オンライン記録では国民年金保険料が納付済みとされていることから、同年度の保険料は過年度納付されたものと推認されるとともに、39年度の国民年金印紙検認記録台紙が昭和41年の割印で回収されている上、申立期間②直後の41年度の国民年金保険料が、41年12月に一括納付されていることが確認できることから、同年同月に申立期間②を含

めた 39 年度及び 40 年度の 2 年間分の国民年金保険料が過年度納付されたと考
えるのが自然である。

一方、申立期間①については、一括納付されたと推認される昭和 41 年 12
月時点においては、時効により国民年金保険料を納付することができない期間
である。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示
す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立人が当該期間に係る国民年
金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認め
られる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から7年3月まで

私は平成6年2月に短期大学から大学に編入することになったが、翌7年5月に病気のために大学を中退した。この間、家計の経済的負担が大きく、14か月間の国民年金保険料を滞納してしまった。

大学中退後、A市の自宅に帰ってきたが、年金未納の督促状が届いたので、父と相談の結果、一括納付することにした。父の話によると、確かに平成7年7月ごろA市役所で十数万円を納めたとのことだが、領収書が見付からず確証となるものがない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除きすべての期間の国民年金保険料を納付しているとともに、申立人の父親及び二人の妹は厚生年金保険から国民年金への切替手続をほぼ適切に行い、申立人の母親も含めて国民年金加入期間についてほぼすべての国民年金保険料を納付しているなど申立人の家族の納付意識の高さがうかがわれることから、申立人の父親が、長女である申立人の申立期間の国民年金保険料のみを未納のままにしたとは考え難い。

また、申立人の父親は、申立期間の国民年金保険料として十数万円を平成7年7月ごろ一括納付したと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年4月に払い出されていることが推認される上、納付したとする額は申立期間の国民年金保険料額におおむね一致していることから、申立人の父親は申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、A市は、申立期間当時、同市役所庁舎内にあったB銀行C支店A

市役所派出所で過年度保険料を納付することが可能だったとしていることから、申立期間の国民年金保険料を同市役所で一括納付したという申立人の父親の供述に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年7月から45年9月までは2万4,000円、同年10月から46年9月までは4万2,000円、同年10月から47年2月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月28日から47年3月1日まで

申立期間について、A社に勤務していたが、昭和47年3月1日からの厚生年金保険被保険者記録しか確認できないとのことであった。

申立期間中に、病院にかかったこともあり、会社からもらった従業員台帳と退職金計算書の写しを提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録、B社が保管している従業員台帳及び平成15年退職所得の源泉徴収票・特別徴収票により、申立人が、昭和44年7月28日にA社に入社し、同社に申立期間においても継続して勤務していたことが認められる。

また、B社に照会したところ、同社では、「申立期間についての保険料の控除及び保険料の納付に関して立証できる書類は保存されていないが、申立人は、申立期間当時は正規従業員として勤務しており、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していた。」と回答しており、これを否定する事情は見当たらない。

さらに、当該事業所の回答及び同事業所に係る同僚の供述から、試用期間

はなく、臨時職員もいなかったとしていることから、同事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったものと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代かつ同様の職種であった同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 44 年 7 月から 45 年 9 月までは 2 万 4,000 円、同年 10 月から 46 年 9 月までは 4 万 2,000 円、同年 10 月から 47 年 2 月までは 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「申立人は正規従業員であることから納付していたと思われる。」としているものの、被保険者資格の取得及び喪失に係る届出書類は保管しておらず、納付事実を立証することができないことから不明であると回答している。しかしながら、事業主による資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 47 年 3 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 44 年 7 月から 47 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月31日から同年9月1日まで

昭和54年9月1日付けでA社からB社（現在は、C社）D事業部へ転勤した。A社が同年9月1日資格喪失としなければならないところを同年8月31日資格喪失と間違っけて届けているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びC社が保管する社員名簿並びに申立人が提出した昭和54年9月分の給与明細書により、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務し（昭和54年9月1日にA社からB社D事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和54年9月支給分の給与明細書で確認できる保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格の喪失届における手続きに誤りがあった可能性を認めており、また、事業主が資格喪失日を昭和54年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日

として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年8月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA会B工場における資格喪失日は23年3月1日と認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年3月ごろから23年3月ごろまで

私は、昭和21年に近所の知人の紹介でA会B支部に入社し、23年に同支部の工場が閉鎖になったため退職した。

昭和54年に、友人から「勤務していた証明を取って社会保険事務所に提出したら、年金を加算してくれる。」と聞いたので、C市役所で事情を説明したが、「25年前の書類は、焼失して無い。」と言われた。それでも無理にお願いして証明書を作成してもらい、社会保険事務所に提出したので、今日まで厚生年金保険加入期間に加算されているものと信じていた。

ところが、年金について問題になり、ねんきん特別便の内容を見て、初めてA会B支部に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間とっていないことが分かった。

関係書類等はないが、当該事業所に勤務し労働組合の代表も務めていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA会B支部での仕事内容等に関する供述は具体的である上、申立人は「昭和23年に工場が閉鎖となり、同年2月ごろにC市Dにおいて解散式を執り行い、全員退職となった。」と供述しているところ、A会は昭和23年8月15日をもって法定解散したことが確認できるなど、事実経過と一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に勤務

していたと認められる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記録では、申立人がE県内の事業所において被保険者資格を取得した記録は確認できないにもかかわらず、申立期間後に勤務したF社G工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、E県内で払い出された記号番号「*」が記載されていることが確認でき、これは、申立事業所に勤務した当時に新規に払い出された記号番号であると推認できる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）の同記号番号欄には申立人とは別人の名前が記載され、オンライン記録でも同人の記号番号として管理されていることが確認できる。

このことについて、H年金事務所は、「あくまでも推測であるが、記号番号『*』が申立人と別人に二重に払い出されたものと考えられ、その場合、払出簿の記録から、申立人がE県内の厚生年金保険の適用事業所において被保険者資格を取得したのは、昭和21年8月15日ごろと思われる。」と回答している。

このような状況の中において、日本年金機構本部に照会したところ、申立人の名前での厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は確認できないとされているが、別人の同台帳には「二重払出記号番号」の押印があり、その横に「疑」と記載されていることが確認できる。

一方、申立人が記憶する事業所の名称「A会B支部」は、厚生年金保険の適用事業所として確認できないが、I年金事務所が保管する払出簿に「A会B工場」と記載されている多数の被保険者が確認でき、同事業所についても、現在は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないものの、これらの被保険者の資格取得日から判断すると、申立期間当時、A会B工場が厚生年金保険の適用事業所であったことが推認できるところ、申立人は、「C市Dに、自分が勤務していたA会の工場があったという証明をC市役所で作成してもらった。」と供述していること及び申立期間当時、C市に在住し、J組合（変更前の名称は不明）に勤務していたとする被保険者が、「A会を知っており、昭和23年ぐらいまで、C市DにB支部があった。」と供述していることを踏まえると、申立人が申し立てている「A会B支部」と、払出簿で確認できる「A会B工場」は同一の事業所であると考えられる。

また、A会B工場については、被保険者名簿も存在しないが、公文書館の資料によれば、E県庁は、火災による被害に遭っており、当時の新聞によれば、担当課が「重要な厚生年金台帳を全焼した。」と述べていることが確認でき、E県の元担当職員は、「1年ぐらいかけて焼失した厚生年金記録の修復作業に当たったものの、既に適用事業所に該当しなくなっている事業所もあったので、完全に修復できたか否かは不明である。」と供述

しているところ、申立人は、「工場は昭和 23 年 2 月ごろ閉鎖となった。」と供述していることから、同事業所の被保険者名簿は復元できず、払出簿についても修復したものの完全ではなかったと考えられる。

このような記録上の不備は、E 県庁に保管されていた厚生年金保険の記録が火災で全焼したという事情から、事業主及び申立人のいずれの責にも帰することができないものであると考えられ、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合して考慮すると、当時の詳細は不明であるものの、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高く、A 会 B 工場及び申立人に係る年金記録の管理が適切でなかったと認められる一方で、その推認を妨げる特段の事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち昭和 21 年 8 月 15 日から 23 年 3 月 1 日までの期間において、厚生年金保険被保険者であったとすることが妥当であると判断する。

また、申立期間のうち、昭和 21 年 8 月から 23 年 2 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿及び被保険者名簿以外の被保険者に関する記録等が焼失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られるなど、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事実を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分に行われているとは言えない。

- 2 申立期間のうち、昭和 21 年 3 月ごろから同年 8 月 15 日までの期間については、申立人が名前を挙げた 3 人の同僚及び事業主はいずれも連絡先等が不明であり、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和 21 年 3 月から同年 7 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年7月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月28日から同年7月13日まで

A社における申立期間の給与等の事務手続を行っていたのは私自身であり、雇用保険被保険者記録の離職年月日と厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が相違することは無いと思う。給与から控除された雇用保険料、厚生年金保険料等は、国庫金として同時に銀行に納付しているはずである。同事業所に勤務していたこと、及び厚生年金保険料が控除されていたことは間違いのないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録、申立人が所持する平成12年分の給与所得の源泉徴収票（申立人が申立期間後に勤務したB社の発行）、同年分の所得税の確定申告書、並びにB社が保管する申立人の履歴書及び「年調一覧表」から判断すると、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社が保管する「年調一覧表」から算出される申立人の厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、16万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当し

なくなったのは平成12年3月28日であるが、閉鎖登記簿により、同社は、同年11月21日に破産宣告を受け、14年3月12日に破産廃止決定が確定したことが確認できる上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によると、同社の廃止等年月日は12年7月12日であることが確認できることから、同社は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和40年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年11月から41年4月までは2万円、同年5月から同年9月までは2万6,000円、同年10月から42年4月までは2万4,000円、同年5月から同年9月までは3万円、同年10月から43年5月までは2万8,000円、同年6月及び同年7月は3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月1日から43年8月1日まで

昭和40年2月23日にA社（現在は、B社）に入社し、平成21年9月に退職するまで継続して勤務したが、厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和40年11月から43年7月まで厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びB社本社が保管する人事記録から判断すると、申立人が申立期間及びその前後の期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、A社C支店D事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票により、昭和40年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43年8月1日に同資格を喪失したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を昭和40年11月1日に取得し、43年8月1日に喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店D事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票から、昭和40年11月から41年4月までは2万円、同年5月から同年9月までは2万6,000円、同年10月から42年4月までは2万4,000円、同年5月から同年9月までは3万円、同年10月から43年5月までは2万8,000円、同年6月及び同年7月は3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成 18 年 12 月 9 日の標準賞与額に係る記録を 65 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 9 日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が提出されていなかったため、年金額に反映されない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間において標準賞与額（65 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 11 月 10 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成 18 年 12 月 9 日の標準賞与額に係る記録を 60 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 9 日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が提出されていなかったため、年金額に反映されない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間において標準賞与額（60 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 11 月 10 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成 18 年 12 月 9 日の標準賞与額に係る記録を 60 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 9 日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が提出されていなかったため、年金額に反映されない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間において標準賞与額（60 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 11 月 10 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成 18 年 12 月 9 日の標準賞与額に係る記録を 35 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 9 日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が提出されていなかったため、年金額に反映されない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間において標準賞与額（35 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 11 月 10 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成 18 年 12 月 9 日の標準賞与額に係る記録を 35 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 9 日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が提出されていなかったため、年金額に反映されない記録となっている。保険料は賞与から控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間において標準賞与額（35 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 11 月 10 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（事務所）（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和21年4月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年3月1日から20年12月1日まで
② 昭和21年4月30日から同年5月1日まで
③ 昭和25年3月17日から同年5月1日まで

申立期間①については、昭和18年3月にA社の総務部門において勤務していた。当時、給与の昇給分で労働者年金保険に加入した。

申立期間②については、昭和21年4月22日付けでA社本社から同社C分室に転勤した。厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年5月1日とすべきところを事務担当者が誤って同年4月30日としたのではないかと思う。

申立期間③については、A社の関連会社であるD社に転籍していた。同社が厚生年金保険に加入していないとは思えない。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚の供述及び申立人が同社における人事記録を記載した手帳から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和21年4月30日にA社本社から同社C分室に異動）、当該期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社（事務所）における昭和21年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「被保険者資格の取得届及び喪失届は適切に行っていたと思うが、当時の資料が保管されていないことから不明である。」と回答としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、申立人は、「昭和8年にE社（昭和12年にA社に社名変更）に就職し、18年3月1日にA社の総務部の課長に就任した。」と申し立てているところ、A社は、昭和17年1月1日に労働者年金保険の適用事業所となっている（ただし、保険料徴収は昭和17年6月からで、同年6月以降から被保険者期間とされる。）が、申立期間①の一部を含む同年1月1日から19年10月1日までの期間については、労働者年金保険被保険者の範囲は工場等で勤務する男子現場労働者に限られており、事務職であった申立人は労働者年金保険の対象外であったものと考えられ、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立期間①において申立人の被保険者記録が確認できない。

また、昭和19年6月1日に事務職を厚生年金保険被保険者とするA社（事務所）（ただし、保険料徴収は昭和19年10月からで、同年10月以降から被保険者期間とされる。）が、20年7月1日に同社F支店が、それぞれ厚生年金保険の適用事業所として記録されているが、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、A社（事務所）に係る被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は、「昭和19年12月1日の海軍召集解除後にG社に在籍していたこともある。」と申し立てているものの、G社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿においても、申立人の被保険者記録は確認できない。

加えて、B社は、「当時の関連資料が保管されておらず、申立人の当社での在籍期間及び厚生年金保険への加入状況は不明である。」と回答している上、申立人が申立期間①直後に被保険者記録を有するA社F支店における当

時の同僚は、「申立人を承知しているが、厚生年金保険の加入状況は分からない。同僚はほとんど故人となっており、当時の事情を知る者はいないのではないか。」と供述しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

- 3 申立期間③については、法務局の法人登記及び申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げる者の供述から、申立人が申立期間③においてD社に取締役として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、同事業所の代表取締役及び上記の同僚の被保険者記録も同名簿において確認できない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、同僚からも厚生年金保険料の控除に係る供述が得られないことから、申立期間③における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 申立人が申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和37年10月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、申立人のA社C出張所における資格喪失日及び同社D支店における資格取得日に係る記録を昭和40年8月16日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月2日から同年11月1日まで
② 昭和40年8月13日から同年8月18日まで

A社において勤務していた申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社が保管する労働者名簿並びに申立人が名前を挙げる上司及び同僚の供述から判断すると、申立人は昭和37年10月2日にA社に入社し、同日から同社C出張所に勤務していたことが認められる。

また、当該上司は、「昭和37年10月、A社C出張所に同社の工場を新設した時、私が申立人を採用した。入社と同時に厚生年金保険に加入し、保険料も控除されているはずである。」と供述しているほか、複数の同僚から、入社と同時に厚生年金保険に加入している旨の供述が得られているとともに、A社C出張所に申立人とほぼ同時期に入社した同僚は、「当時、申立人は昭和37年10月2日、私は同年11月1日の入社であると話し合った記憶があ

る。」と供述しており、同人は、昭和 37 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 出張所における昭和 37 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は、「厚生年金保険の届出や保険料納付に関しては関連資料が無く分からない。」と回答しているものの、A 社 C 出張所における雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、B 社が保管する労働者名簿及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録並びに申立人が名前を挙げる同僚の供述から、申立人は A 社に継続して勤務し（昭和 40 年 8 月 16 日に A 社 C 出張所から同社 D 支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社 C 出張所における資格喪失日及び同社 D 支店における資格取得日は昭和 40 年 8 月 16 日であると認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社（B社に名称変更）本社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和35年8月10日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、昭和35年8月7日から同年8月10日までの期間については、申立人のA社C事業所における資格喪失日に係る記録を同年8月10日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社E事業所における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月7日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

- 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和29年9月2日から30年9月1日まで
② 昭和35年8月7日から同年9月22日まで
③ 昭和41年3月10日から同年4月7日まで

申立期間①については、事業所の名称は不明であるが、勤務していたことは確かである。

申立期間②については、A社C事業所から同社本社に異動した時期であり、また、申立期間③については、D社とB社は、社長が同一の関連会社で、社命によってD社からB社に転籍した時期であり、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

すべての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前がある同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務（昭和35年8月10日にA社C事業所からA社本社に異動）していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の被保険者資格取得日を昭和35年9月22日とする届出がなされた後に、資格取得日を同年8月10日とする別の届出がなされていること、及び同年8月10日を資格取得日とする記録が同年11月28日に「二重取得」として取り消されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の妻及び前述の同僚は、昭和35年8月にA社C事業所から同社本社に社命により異動したと供述しており、同年8月10日を資格取得日とする記録を取り消す合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格取得日を昭和35年9月22日とする合理的な理由は無く、同日における資格取得日に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格取得日は、当該取り消された記録における同年8月10日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和35年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和35年8月7日から同年8月10日までの期間については、同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間において、A社に継続して勤務（昭和35年8月10日にA社C事業所からA社本社に異動）していたことが認められる。

2 申立期間③については、D社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前がある同僚の供述から判断すると、申立人がB社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和41年4月7日にD社E事業所からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のD社E事業所における昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社E事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主の連絡先は不明で供述を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①については、申立人の妻は、申立人が勤務していた事業所の名称を憶えていない上、妻の姉は、「義弟は、時期は不明だが、F町のG社に勤めていた。」と供述しているものの、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の事業主欄に記載のあるH社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時に社会保険事務所に提出した同社作成の被保険者台帳に、申立人の被保険者記録は確認できない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の被保険者記録は、オンライン記録と一致している。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在が確認できない上、申立人の妻は同僚の名前を憶えていないために、事業主及び同僚の供述は得られず、申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、G社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立期間①において申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1906

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月7日から28年11月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間を含め同社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人の在職証明書及び申立人が提出した「勤続30年表彰状」から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し(昭和28年11月1日にA社B支店(事業所記号番号C)から同社D支店(同E)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和27年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡国民年金 事案 1900

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 2 月から 57 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から 57 年 7 月まで

A 町に住んでいたところに、同町役場において、割烹着^{かっぱうぎ}を着た女性に、申立期間の国民年金保険料として数万円を一括で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の記録において「初めて被保険者になった日 昭和 62 年 7 月 1 日」と記載されている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、昭和 62 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までに払い出されていることが推認され、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかつたものと考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として数万円を納付したと申し立てているところ、申立期間に係る実際の国民年金保険料額は、申立人が納付したとする金額と大きく相違する。

さらに、申立期間に係る国民年金の加入時期及び保険料の納付方法等についての申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1901

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

平成5年2月ごろにA町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は自分が同役場窓口で納付したと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成5年2月ごろに国民年金の加入手続を行ったと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、7年4月ごろに払い出されていることが推認され、この時点においては、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A町役場の申立人に係る国民年金被保険者台帳の特記事項（台帳作成事由等）欄に、「7.4.26 新規 喪失 再取得」の記載があり、平成7年4月26日に国民年金被保険者資格の新規取得日（H5.2.21）、喪失日（H5.3.1）及び再取得日（H7.3.21）が整理され当該台帳の資格年月欄に記録されたものと考えられ、上記の記号番号が払い出されていると推認される時期とも合致する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1902

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から同年 12 月まで

私は 20 歳になった時は定職に就いていなかったが、当時、実家の家計を支えていた母や次兄に国民年金保険料の納付を依頼していた。昭和 38 年 1 月に就職した時、国民年金保険料の納付について次兄に尋ねたことを憶えている。その時、次兄は私の国民年金保険料を納付した記憶があると言っており、申立期間が納付済みの記録ではなく、国民年金は未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の母親や次兄が納付していたと申し立てているところ、A市役所では、申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できないと回答しており、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の次兄からは、申立人の国民年金保険料の納付状況等についての具体的な供述が得られず、申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の母親及び次兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1903

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から50年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

昭和50年5月ごろに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は亡くなった夫が一括して納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

なお、夫が国民年金保険料を一括納付したことは憶えているが、納付した時期、場所、金額等については憶えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫は既に死亡していることから、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月にその夫と連番で払い出されていることが確認でき、この時点は、第2回特例納付の実施期間であるものの、申立人及びその夫については、特例納付があった場合に作成し保管されるべき国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）が見当たらず、ほかに申立人の夫が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年2月までの期間、同年6月から56年9月までの期間、57年6月、同年8月から58年1月までの期間及び同年7月から平成2年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年2月まで
② 昭和50年6月から56年9月まで
③ 昭和57年6月
④ 昭和57年8月から58年1月まで
⑤ 昭和58年7月から平成2年12月まで

私は、住所を転々としたが、市役所に住所変更届を出す際には、必ず国民年金の住所変更手続きを行い、国民年金保険料を納付し、保険料を納付することができない時期には、申請免除の手続を行った記憶がある。

私の年金記録には、国民年金の納付記録がほとんど無いが、国民年金の加入手続きを行い保険料を納付していた記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年6月に当時の妻と連番で払い出されていることが確認できるものの、申立人及び当時の妻に係る特殊台帳には、いずれも「市が管理を要しない日49.5.1」、「不在決定 49.10.7」及び「不在被保険者」と記載されていること、並びにA社会保険事務所（当時）がB社会保険事務所（当時）に申立人の国民年金被保険者記録についての不在判明処理を依頼し、この依頼に基づきB社会保険事務所において不在判明処理を行った結果、A社会保険事務所において、申立人の被保険者記録の統合処理が平成20年9月25日に行われていることがオンライン記録により確認できることを踏まえると、申立期間については、

国民年金保険料の納付書が申立期間当初、転居先不明のために申立人に届かず、その後は納付書が発行されていないため、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、A社会保険事務所において、申立人の被保険者記録の統合処理が行われた時点では、すべての申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、転居の際には必ず国民年金の住所変更手続を行ったと申し立てているところ、複数の市（区）役所においても申立人の国民年金加入記録は確認できない上、関係する各社会保険事務所においても申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿は見当たらず、184 か月の長期にわたる申立期間について、いずれの行政機関においても、申立人の納付記録を誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1905

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から46年9月まで
年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納になっていることが分かった。申立期間は、祖父の介護が必要となったために勤務していた会社を辞めて祖父母が経営していた店を手伝っていた時であり、国民年金の加入手続と保険料の納付は祖母が行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月31日に払い出されていること、及びA市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人は、同年4月1日に国民年金の被保険者資格を初めて取得していることが確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の祖母は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立人の祖母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月まで

申立期間について私及び両親も申請免除をしていない。父は、申立期間は納税組合の組合長をしていたので、近所の組合員から集金した国民年金保険料を家族の分と一緒に、農協の A 支店で月初めに納付していた。

国民年金保険料を納付していたのは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、申立人の両親と一緒に申立人の父親が納税組合で納付していたと供述しているが、B 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料納付状況一覧表では、申立人及びその両親のいずれも申立期間は申請免除期間とされている上、オンライン記録では、申立期間の計 4 回の免除申請手続の申請月とその承認日が適切に記録されていることが確認でき、申立人及びその両親の申請免除に係る記録管理の不備は特段うかがわれな

い。

また、申立人の父親が組合長をしていたとする納税組合では、申立期間について、申立人及びその両親以外の組合員にも国民年金保険料を免除又は未納としている者がみられることから、保険料の納付が励行されていたとは言い難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月まで

申立期間について私も夫も長男も申請免除をしていない。夫は、申立期間は納税組合の組合長をしていたので、近所の組合員から集金した国民年金保険料を家族の分と一緒に、農協の A 支店で月初めに納付していた。

国民年金保険料を納付していたのは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、申立人の夫及び長男の分と一緒に申立人の夫が納税組合で納付していたと供述しているが、B 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料納付状況一覧表では、申立人、その夫及び長男のいずれも申立期間は申請免除期間とされている上、オンライン記録では、申立期間の計 4 回の免除申請手続の申請月とその承認日が適切に記録されていることが確認でき、申立人、その夫及び長男の申請免除に係る記録管理の不備は特段うかがわれない。

また、申立人の夫が組合長をしていたとする納税組合では、申立期間について、申立人、その夫及び長男以外の組合員にも国民年金保険料を免除又は未納としている者がみられることから、保険料の納付が励行されていたとは言い難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月まで

申立期間について私も妻も長男も申請免除をしていない。私は、申立期間は納税組合の組合長をしていたので、近所の組合員から集金した国民年金保険料を私と家族の分と一緒に、農協の A 支店で月初めに納付していた。

国民年金保険料を納付していたのは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、申立人の妻及び長男の分と一緒に納税組合で納付していたと供述しているが、B 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料納付状況一覧表では、申立人、その妻及び長男のいずれも申立期間は申請免除期間とされている上、オンライン記録では、申立期間の計 4 回の免除申請手続の申請月とその承認日が適切に記録されていることが確認でき、申立人、その妻及び長男の申請免除に係る記録管理の不備は特段うかがわれない。

また、申立人が組合長をしていたとする納税組合では、申立期間について、申立人、その妻及び長男以外の組合員にも国民年金保険料を免除又は未納としている者がみられることから、保険料の納付が励行されていたとは言い難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1909

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月から41年8月まで

私は、夫と一緒に国民年金に加入し、隣組で保険料を納付し、国民年金手帳に印紙を貼ってもらっていた。当時の手帳は無いが、ちゃんと保険料を納めていたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年10月及び63年9月の2回払い出されているが、特殊台帳及びオンライン記録によると、最初の国民年金手帳記号番号は、申立人及びその夫と同一日に払い出され、夫婦共に36年4月分の国民年金保険料のみが納付済みとされ、それ以降の期間は、申立期間を含め夫婦共に国民年金保険料は未納とされている上、申立人は納付金額などに関する記憶が曖昧であり、保険料納付をうかがわせる事跡も見当たらない。

また、2回目に払い出された国民年金手帳記号番号においては、特殊台帳、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和61年4月1日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができなかつたと考えられる上、同記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効のためさかのぼって納付することもできない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1910

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から同年9月まで

私は、平成7年4月末で会社を退職し、初めて国民年金保険料を納付しなければならなくなったが、無職で収入が無いため保険料が免除にならないかとA県B町役場で尋ねたところ、役場の職員から無理ですと言われ、保険料の納付方法についての説明を受け、保険料を納付したことを憶えている。

申立期間について、保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年7月に払い出されていることが推認され、オンライン記録及びB町の国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日が同年1月11日とされていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人が資格を取得した同年1月から同年3月までの国民年金保険料が、時効直前となる10年1月に過年度納付されていることが確認できることから、過年度納付された時点では、申立期間については時効により保険料の納付はできなかつたものと考えられる。

また、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 20 日から 39 年 4 月 1 日まで
私が勤務したA社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を支給済みとされている。
私は、申立期間の脱退手当金の請求手続を行ったことや受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間とその後被保険者資格を再取得した厚生年金保険被保険者期間における申立人の被保険者記号番号は、別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 50 年 10 月 1 日まで

申立期間は、A市の「B店」（社名は、C社）で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。一緒に勤務していた同僚の名前も憶えている。また、昭和50年ごろ、病気になり健康保険で病院にかかった記憶がある。

正確な勤務期間は記憶していないが、勤務していたことは間違いなく、保険料も控除されていたように思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び申立人が名前を挙げた同僚の供述により、申立人が、申立期間においてC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、C社は、平成9年4月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、社会保険事務所（当時）の記録によれば、同社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、同社に照会したところ、同社は、申立期間当時、厚生年金保険に加入しておらず、健康保険もD国民健康保険組合に加入していた旨を回答している。

また、申立人が当時の同僚として名前を挙げ、連絡が取れた同僚一人に照会したところ、同人は、「申立期間当時、C社で申立人と一緒に勤務していたが、当時、私は、同社が厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入していた。」と供述しており、オンライン記録において、当該同僚及び申立人が名前を挙げた他の一人の同僚は、申立期間において国民年金被保険者であることの記録が確認できる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月ごろから24年7月ごろまで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があったが、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社B工場の所在地及び業務内容に係る申立内容が同僚の供述と符合することから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していた可能性が認められる。

しかしながら、A社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚二人も死亡などにより事情を聴取できない上、申立期間内に同事業所における厚生年金保険被保険者記録を有する同僚3人から聴取しても、申立人を記憶している者はおらず、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況についても具体的な供述は得られない。

また、A社B工場及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、両名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間後の別の事業所に係る記録は確認できるものの、A社B工場における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この

ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 21 日から 42 年 2 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）に、勤務していたA社の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入期間が1年未満であるとの回答であった。私のアルバムには、当時の社員旅行等様々な行事の写真が残っており、勤務期間が1年未満であったはずがないことは分かると思う。また、成人式までは在籍していたと思う。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については、昭和 40 年 4 月 1 日厚生年金保険被保険者資格取得、41 年 2 月 21 日同喪失と記録されており、同年 3 月 21 日に健康保険被保険者証を返納した記録も確認できる上、当該厚生年金保険被保険者記録は雇用保険被保険者記録と符合する。

また、申立期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する同僚 6 人は、「会社の厚生年金保険に係る手続はきちりしていたと思う。自分は入社時から退職時までの厚生年金保険被保険者記録がある。」と供述しているほか、昭和 42 年 1 月 21 日に被保険者資格を喪失している同僚は、「申立人は、私が退職する数か月前に退職している。」と供述しているところ、申立人も同様の供述を行っている。

さらに、オンライン記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、承継会社であるB社に照会しても、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答しており、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から 40 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所（当時）から年金記録の確認通知が来た際に、会社勤めをしていたことを申し出たところ、当該勤務期間について脱退手当金を受給していることになっていることを知った。

昭和 40 年 3 月に A 県にあった B 社を退社してすぐに C 県 D 市の伯父宅に世話になっていたので、脱退手当金を受け取れるはずがないし、請求した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 40 年 4 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が上記被保険者資格を喪失した昭和 40 年 3 月 31 日の直前に B 社に係る同資格を喪失した女性二人についても、脱退手当金が支給された記録があり、そのうちの一人は「退職後すぐに C 県へ帰ってきたが、間もなくして B 社からお金が送られてきた。自分では手続はしていない。」と供述しており、退職金は無かったとの同僚の供述があるなか、同人が供述する退職時での受給額が脱退手当金支給決定額とは大きく相違するとは認められないことから判断すると、事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月から 28 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 7 月に近所の方から A 社（現在は、B 社）の従業員募集を紹介され、同社に入社した。入社するときから厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社には臨時従業員として採用されたと供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人を含む 830 人が昭和 28 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、このうち、連絡先が判明した 48 人に照会した結果、回答のあった 29 人のうち、21 人が入社時は臨時従業員であったこと、及び 10 人が入社時は厚生年金保険に加入していなかったことを回答していることを踏まえると、当時、同事業所においては、臨時に採用した従業員については、入社と同時に厚生年金保険に加入させる手続をとらず、同年 11 月 1 日に、一斉に厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行う取扱いであったことがうかがえる。

また、B 社が保管する「被保険者名簿」により、申立人の当該事業所における資格取得日は、昭和 28 年 11 月 1 日となっており、社会保険事務所（当時）の記録と一致していることが確認できる。

さらに、B 社では、申立人に係る関連資料は、上記の「被保険者名簿」以外には無く、申立人の申立期間に係る保険料控除、社会保険事務所への保険料の納付については不明であると回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 4 月 1 日から 25 年 11 月 23 日まで
② 昭和 25 年 11 月 23 日から 26 年 6 月 15 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、坑内の採炭作業に従事していたA炭坑、及びB炭坑の厚生年金保険被保険者種別が、坑内夫の第3種被保険者ではないとの回答であった。事実と異なる記録のため、申立期間の厚生年金保険被保険者種別を第3種被保険者に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A炭坑に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録が確認できる同僚の供述により、申立人が、当該期間に坑内夫として同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該被保険者名簿から、申立人と同じ坑内夫として勤務していた者の中に、厚生年金保険被保険者種別は第1種被保険者として記録されている者が確認できる。

また、坑内夫は一般に労働条件の過酷さや危険度の高さから坑外夫より高い報酬を得ていたと考えられるが、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、当該被保険者名簿により同事業所において第3種として記載されている被保険者とほぼ同様な額であることから判断すると、申立期間当時、事業主は坑内作業をしていても、一部の従業員について厚生年金保険第3種被保険者への種別変更の届出手続を行わなかったと考えられる。

2 申立期間②については、申立人が昭和 52 年ごろに作成した履歴書に申立期間②は採炭夫として従事したとの記載があることから、申立人が、当該期間に坑内夫としてB炭坑に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立期間②における同僚を記憶しておらず、また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、当該期間に当該事業所に係る被保険者記録が確認できる同僚の供述でも、申立人が坑内夫として勤務していたことが確認できない。

さらに、坑内夫は一般に労働条件の過酷さや危険度の高さから坑外夫より高い報酬を得ていたと考えられるが、申立期間②において同僚と思われる被保険者の厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人とほぼ同額の報酬になっている被保険者の中に、第1種と第3種の被保険者が混在していることがうかがえることから、当該期間当時、事業主は坑内作業をしても、一部の従業員について厚生年金保険第3種被保険者への種別変更の届出手続を行わなかったと考えられる。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を第3種被保険者として事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間①及び②において、厚生年金保険第3種被保険者としての保険料を控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 1 日から 20 年 11 月 30 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）C支店及びD社E支店に係る申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を得た。A社は、D社のうちの1部門が分離独立したものであるため、両事業所に自分の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないのであれば、D社E支店の給与計算を兼務していた同社F支店に記録があると思われる。いずれにしても申立期間にA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和18年6月4日から20年9月20日までの期間に、A社C支店及び同社G支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社C支店は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、同社G支店における複数の同僚調査においても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な供述は得られない上、同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が厚生年金保険の被保険者記録があるとするD社F支店についても、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

さらに、厚生年金保険の前身である労働者年金保険の保険料控除が開始されたのは昭和17年6月1日からであるが、労働者年金保険は当初その被保険者資格を「工場や鉱山等の現場で勤務する男子労働者」に限っていたことから、

申立人の業務内容を踏まえると、申立人は、申立期間当時において被保険者としての要件を具備していた事情はうかがえず、厚生年金保険が実施される 19 年 10 月までは労働者年金保険の被保険者となることができなかつたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月5日から49年7月1日まで
② 昭和50年4月1日から同年8月1日まで
③ 平成6年12月11日から7年4月1日まで

申立期間①については、A社における標準報酬月額は、昭和49年7月1日以降と同額の18万円であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間②については、B社における標準報酬月額は、昭和50年8月1日以降と同額の16万円であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間③については、C社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A社にスカウトされ入社した当時はバブル期であり、給与は社会保険事務所（当時）の記録のように低いはずはない。」と申し立てしているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、同事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」（昭和48年10月20日社会保険事務所受付印あり）によれば、「資格取得の年月日 昭和48年10月5日 標準報酬月額 104千円」と記録されており、オンライン記録どおりの届出が行われていることが確認できる。

また、D連合会が保管する「中脱記録照会（回答）」によれば、「48.10.5 報酬給与 104千円」と記録されていることが確認でき、申立人の申立

期間①における厚生年金基金の標準報酬月額はオンライン記録とも一致している上、当該事業所は、「申立人が主張するように事実と異なる標準報酬の届出は行っていない。」と回答している。

一方、申立期間②については、申立人は、「B社にスカウトされ入社した。給与は社会保険事務所の記録のように低いはずはない。」と申し立てているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、D連合会が保管する「中脱記録照会（回答）」によれば、「50.4.1 報酬給与 72 千円」と記録されていることが確認でき、申立人の申立期間②における厚生年金基金の標準報酬月額はオンライン記録とも一致している。

また、当該事業所では、「工場移転に伴い古い書類は処分していることから、申立ての事実は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人が、両申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、両申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

2 申立期間③については、申立人は、「当時、C社において官庁への手続はすべて自身で行っていた。同事業所に継続して勤務していた。」と申し立てているところ、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によれば、申立人は、平成6年12月10日に同事業所を離職（厚生年金被保険者資格の喪失日は離職日の翌日）し、7年1月20日に被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間の一部において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社の同僚は、「平成6年12月当時、申立人は、社長と折り合いが悪く出勤しなくなり、いったん退職したが、私が退職する前（平成7年2月末）に、社長と電話で話し合って復職したと記憶している。」と供述しているとともに、当該事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」（平成6年12月12日社保窓口交付印あり）及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」（平成7年4月5日社保窓口交付印あり）によれば、申立人は、雇用保険被保険者資格喪失日の翌日である平成6年12月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、雇用保険被保険者資格再取得日（平成7年1月20

日) の後の7年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致している。

また、事業主は、「申立期間当時の関連資料は残っていないものの、申立人の給与から厚生年金保険料を控除しておきながら、国に保険料を納付しなかったことはない。社会保険料の納付が遅れた時期もあったが、分割ではあるが完納した。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 36 年 9 月 16 日から 43 年 2 月 7 日まで

申立期間①については、A社B営業所（現在は、C社）に事務員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同事業所に勤務していたことは事実であるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、D社における厚生年金保険の被保険者期間であるが、脱退手当金が支給済みとされている。脱退手当金は請求手続を行ったことも受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が卒業したE高等学校（現在は、F高等学校）の卒業生指導要録の記録及びA社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所で、経理事務担当であった者は、「新入社員は普通3か月の試用期間の後に社会保険の加入手続を行っていたが、申立人が入社した昭和36年は、A社B営業所とG社が合併（合併後の事業所名は、H社）した時であり、その時に入社した者については、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届を出していないと思う。」、G社の営業係長であった者は、「申立人に記憶がある。昭和36年の合併の時に、両社の社長が話し合い、A社B営業所からH社に移る人はあらかじめ決められており、名簿も作られていた。申立人はその一人だった。H社に異動し在籍した人

はすべて厚生年金保険の加入手続を行っていたから、申立人の被保険者記録が無いということは、申立人は移籍後すぐに辞めたのではないか。」と供述している上、申立人と同時期に当該事業所に入社した同僚は、「高校卒業後、昭和36年3月にA社B営業所に入社したが、入社後2か月ぐらいでG社と合併して『H社』に社名が変わり、事務所もI市J町から同市K町に移転した。最初に入社したA社では社会保険に加入していなかった。」と供述しており、当該事業所では、すべての社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、上記の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、H社に係る被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、C社では、「申立人に係る関連資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、当時の事業主は既に死亡しており、同僚からも厚生年金保険の適用に関する具体的な供述を得ることができず、申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に脱退手当金を支給していることを意味する「脱」の表示が記されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間②とその後資格を再取得した厚生年金保険被保険者期間における申立人の被保険者記号番号は、別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 10 月 1 日まで
② 昭和 19 年 9 月 7 日から 20 年 4 月まで
③ 昭和 20 年 10 月から 22 年 10 月 14 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社において商品の製造に従事した一時期を除き、主に C 市にあった稼働していない同社工場に一人で寝泊まりして管理していた。」と申し立てているものの、B 社は、「当時の資料が残っていないため、勤務の有無、雇用形態等、すべて不明である。」と回答している上、申立人が名前を挙げる同僚は既に死亡又はその所在が不明であり、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる者からも申立人の勤務に係る供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び雇用形態が確認できない。

また、当該被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人は昭和 18 年 10 月 1 日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、19 年 9 月 7 日に同資格を喪失し、22 年 10 月 14 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23 年 10 月 10 日に同資格を喪失していることが確認できるものの、すべての申立期間に係る被保険者記録は確認できない。なお、申立期間①については、申立人は、未稼働の工場の管理業務を行っていたと供述していることから、労働者年金保険の被保険者の範囲とされていた工場等の労働者に該当しな

かった可能性がうかがわれ、また、申立人の当該事業所に係る被保険者の資格喪失と再取得の間である申立期間②及び③については、当該被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 7 日から 60 年 5 月 15 日まで

昭和 59 年 8 月から A 社に勤務していたが、同社では、本人の希望に基づいて社会保険への加入手続を行っていた。私は、母の治療のために健康保険証が必要なため希望して社会保険に加入していたのに、私の厚生年金保険被保険者記録が途中で空白になるのはおかしい。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において A 社に継続して勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、申立期間当時、当該事業所で給与事務を担当していた者は、「見習期間終了後、社会保険に入るかどうかは本人に選択させていた。保険料が高いということで、被保険者資格を喪失する手続を行ったケースもあった。」と供述しており、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に被保険者資格を取得した後に短期間で同資格を喪失し、その後、同資格を再取得している例が見られるとともに、申立人が申立期間において一緒に勤務したとして名前を挙げる同僚一人の資格取得日は申立期間の終期より約 1 年 6 か月後であることを踏まえると、同事業所では、すべての従業員について勤務実態どおり一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、上記の被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 59 年 8 月 6 日に被保険者資格を取得し、同年 9 月 7 日に同資格を喪失するとともに、最初と異なる被保険者記号番号により 60 年 5 月 15 日に同資格を再取得し、62 年 7 月 11 日

に同資格を再喪失していることが確認できる上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によれば、申立人の雇用保険被保険者資格の取得日は、同事業所において厚生年金保険被保険者資格を再取得した日と一致している。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、同事業所の経理責任者及び給与事務担当者は、「現金と給与明細書を一緒に給与袋に入れて渡しており、社会保険に加入しているかどうかは分かっていたはずである。違っていたら、当時社内で問題になっていたはずである。」と供述しており、申立期間における事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から 46 年 5 月まで
友人の紹介でA社に入社し、運転手として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時、当該事業所において給与計算を行っていたとする社長の妻は、「申立人は臨時の従業員として働いてもらっていた。社会保険の手続は夫の父が行っていたが、その義父から社会保険事務所（当時）に届け出た書類の写しをもらって、私が給与から保険料を控除していた。また、厚生年金保険に加入しないと発言した従業員については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、すべての従業員について、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、申立人に係る公共職業安定所の雇用保険被保険者記録も確認できない。

さらに、当該事業所の事業主は、「申立人が在籍していたことは記憶しているが、当時の関連資料を保管しておらず、厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答している上、同僚からも厚生年金保険の適用に係る具体的な供述を得ることができず、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1920 (事案 674 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から39年6月30日まで

A社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和39年7月1日となっている。同事業所には37年11月1日に入社し、38年2月から厚生年金保険料が控除されており、39年6月15日には国家資格試験に合格していることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同事業所に勤務していた同僚の供述から、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえること、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づく申立人の被保険者資格取得日は、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人に係る記号番号の払出記録と一致していることなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月6日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間において継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、申立人が名前を挙げた同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無いが、当時、会社では営業担当者に対して国家資格の取得を促しており、同資格を取得した後、正社員として社会保険に加入させていたと記憶している。」、「申立人に係る記憶は無いが、営業担当の賃金は歩合制であり、役付きになると雇用契約の見直しがあったと思う。しかし、社会保険の加入については分からない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1921 (事案 794 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 12 日から 40 年 1 月 1 日まで
昭和 38 年 11 月 12 日にA社に入社しているが、厚生年金保険被保険者資格取得日は 40 年 1 月 1 日となっており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

当時のA社における職歴表、同社が発行した在籍証明書もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できるものの、A社B支店は、申立人に係る社会保険関係資料等は保存していないと回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚の供述から、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえるなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 6 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間において間違いなく厚生年金保険に加入していたと主張しているが、申立人が新たに名前を挙げた同僚は、「申立人に係る記憶はあるが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述している上、申立人と同時期に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 10 人について雇用保険被保険者記録を確認したところ、このうち7人は、雇用保険被保険者資格取得後約3か月から約14 か月経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、雇用保険被保険者資格取得日と厚生年金保険被保険者資格取得日は必ずしも一致していないことが確認できる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1922

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 52 年 8 月まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社C支店及びD支店において、営業担当として勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の記録によれば、申立期間のうち、昭和 50 年 12 月 16 日から 52 年 2 月 16 日までの期間について、申立人の雇用保険被保険者記録が確認できることから、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、昭和 41 年以降から保存している健康保険組合の被保険者名簿においても、申立人の名前を確認できない。当時、雇用保険の加入手続は、各事業所ごとに行い、全員加入させていた。また、厚生年金保険の加入手続については、本社で一括して行っていたが、資格取得手続を採用日に行っていない場合があり、雇用保険被保険者記録があるにもかかわらず、厚生年金保険に加入していない雇用形態の者が存在していた。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無い。当時、社員の出入りが激しく6か月程度で退職する者が多かったので、入社後数か月経過した後社会保険の加入手続が行われていたと記憶している。」、「申立人に係る記憶は無いが、営業担当者については、社会保険は任意加入であったと記憶している。」と供述していることから、当時、同事業所では、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった可能

性がうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 2 月 1 日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 50 年 2 月 1 日となっている。48 年 10 月に子供が産まれた時に社会保険から一時金が支給されており、申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した従業員に係る「出勤簿」により、申立人が昭和 47 年 5 月 4 日から同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所では、「出勤簿により、申立人が昭和 47 年 5 月 4 日から勤務していたことは確認できるが、申立期間当時、入社時に厚生年金保険の適用を希望する者は申し出るように説明しており、必ずしもすべての従業員が適用を希望していなかったと記憶している。」と回答している上、同事業所における申立人の同僚二人は、それぞれ、「ねんきん特別便では、4年間勤務したA社における厚生年金保険被保険者期間が8か月となっているが、その理由については分からない。」、「私の場合も、入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日は相違しており、当時の業界では、入社と同時に厚生年金保険を適用することは無かったと記憶している。」と供述しているほか、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日の前後2年以内に被保険者資格を取得し、出勤簿により入社日が確認できる13人について被保険者資格取得日及び入社日を確認したところ、いずれも、被保険者資格取得日と出勤簿に基づく入社日は一致しておらず、うち3人は、入社日から2年以上経過した後被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった

事情がうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立人に係る手帳記号番号は昭和47年6月30日に払い出されており、申立期間における国民年金保険料は申請免除されていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年12月1日まで
オンライン記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金の請求手続きをしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す脱退手当金の支給月、支給金額及び支給決定日が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間当時、申立人に係る脱退手当金の受給要件は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から1年を経過した場合とされているところ、申立人の脱退手当金については、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和22年4月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であるほか、申立人の妻から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月 5 日から同年 9 月 23 日まで
② 昭和 60 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A 所有の B 丸に甲板員として乗船していた申立期間①、及び C 社所有の D 丸において雇止になった際の申立期間②に係る船員保険の被保険者記録が確認できない。両事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人が A 所有の B 丸に乗船していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿等の記録によれば、同事業所は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、当該船舶に乗船していた申立人の同僚 4 人に聴取したところ、うち一人は、「申立人に係る記憶は無いが、当時、短期間で辞める者が多くいたので、見習期間が設けられていた。見習期間においては船員保険に加入せず、私も見習期間中は船員保険に加入していなかった。」、残りの 3 人は、「申立人に係る記憶は無く、当時の船員保険の適用については分からない。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に船員保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった可能性がうかがえる。

また、国の所管局では、「平成 17 年 1 月 4 日以降は船員の雇入契約の公認手続時に船員保険への加入を確認しているが、申立期間当時は、船員保険の加入を確認することとされていなかったため、船員手帳の雇入及び雇止の記録をもって船員保険への加入を推認することはできない。」と回答

している。

さらに、申立人の船員保険被保険者台帳では、当該事業所に係る船員保険の被保険者記録は確認できない上、同事業所の船員保険被保険者名簿においても、申立人の船員保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における被保険者証の番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人が提出した船員手帳の記録から、C社のD丸に係る雇止年月日は昭和 60 年 9 月 12 日で、備考欄に陸上休暇と記載され、同事業所所有のE丸に係る雇入年月日は同年 12 月 1 日であることが確認できる。

このことについて、C社では、「申立人は、昭和 60 年 9 月 12 日にD丸を下船し、同年 9 月 13 日から同年 9 月 30 日までは陸上休暇員となっており、同年 10 月 1 日に船員保険の被保険者資格を喪失している。当時、弊社の経営状況は悪化しており、申立人は同年 12 月 1 日に弊社所有のE丸に乗船しているが、船員保険の適用については、同日付けでF社における船員保険被保険者資格を取得している。」と回答している上、C社に勤務していた申立人の同僚3人は、それぞれ、「申立人は、C社が解散したころに退職したと記憶している。当時、C社では退職者が多く、失業給付を受給した後に、F社や他の船舶会社に移った者もいた。」、「申立人に係る記憶はあるが、申立人の船員保険の適用については分からない。当時は不況のため、乗組員は乗船する機会が無くなったため、退職し分散していった。」、「申立人に係る記憶はあるが、申立人の船員保険の適用については分からない。当時は不況のため、C社の船員全員がいったん退職したと記憶している。」と供述している。

また、C社が提出した「船員保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人は、昭和 60 年 10 月 1 日に船員保険被保険者資格を喪失し、被保険者証及び被扶養者証を社会保険事務所（当時）に返納し、同年 12 月 1 日にF社に係る船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該記録は、C社に係る船員保険被保険者名簿、及びF社に係る申立人のオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が提出した船員手帳の記録によれば、申立人は昭和 60 年 10 月 1 日に当時の国の所管支局に求職申込みを行い、同年 11 月 13 日に失業保険金が支給されていることが確認できる。

- 3 申立人は両申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、

申立人の両申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として両申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 17 日から 44 年 9 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。

国民年金に加入するまでは、A社で継続して厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除されていた記憶がある。給与明細書等の資料は所持していないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主は死亡している上、現在の事業主は、「申立期間当時の関連資料が無いため、厚生年金保険関係の事務手続については不明であるが、基本的には、従業員の入退社に併せて被保険者資格の得喪手続を行ったと思う。」と回答していること、及び複数の同僚からも、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたとの明確な供述が得られないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 41 年 3 月 17 日であることが確認できる上、雇用保険被保険者記録においても、申立期間における申立人の記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月16日から40年8月27日まで
申立期間に勤務していたA社における厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、同社で勤務した期間の脱退手当金が支給済みとされていることが分かった。

私は、脱退手当金が支給された時期は県外に転居しており、脱退手当金の請求手続を行った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の被保険者記録が記載されているページ及びその前後5ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年8月27日の前後5年以内に同資格を喪失している申立人を含む37人の脱退手当金支給記録を確認したところ、23人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち13人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡先が判明した複数の同僚に聴取したところ、「退職後に現金書留又は金融機関への振込みで一時金を受け取った。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づく事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、当該被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。